

消費税の引上げに伴い



福祉だより

パート ⑩

臨時福祉特別給付金が支給されます

4月から消費税率が引き上げられることになりましたが、これに伴って老齢福祉年金、特別障害者手当の受給者や低所得者のねたきり老人、65歳以上の低所得の方々に、臨時福祉特別給付金が一時金として支給されることになりました。

福祉給付金

1人 1万円

◆対象者

基準日（今年の2月1日）に、下記のいずれかの年金又は手当を受給できる方。

- ①老齢福祉年金
- ②障害年金のうち旧障害年金に相当するもの（年金証書の先頭2桁のコード種別が「63」又は「26」）
- ③遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の先頭2桁のコード種別が「27」又は「28」）
- ④児童扶養手当
- ⑤特別児童扶養手当
- ⑥特別障害者手当
- ⑦障害児福祉手当
- ⑧福祉手当（経過措置分）
- ⑨原爆被爆者諸手当
（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）

※基準日に、生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方には、支給されません。

介護福祉金

1人 3万円

◆対象者

基準日に、生活保護を受けている方が、又は8年度分町民税所得割が課されなかった方（本人が控除対象配偶者や扶養親族となっている場合は、扶養者も町民税所得割非課税の場合に限ります。）

- ①昨年の8月1日以前からねたきり又は痴呆等の状態で、常時の介護が必要な65歳以上の方（昭和7年2月1日以前に生まれた方）
- ②2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当、又は、福祉手当（経過措置分）を受給できる方

※基準日に病院、老人保健施設に昨年10月31日以前から継続して入院又は入所している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方（養護委託されている方を含む）には、支給されません。

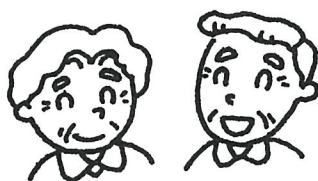
申請の手続き
申請書の提出



期限 3月25日（火）
提出先 住民福祉課 福祉係
（問合せ） ☎④1211内線156

特別給付金

1人 1万円



◆対象者

基準日に、65歳以上の方で平成8年度分の町民税が課されなかった方（本人が控除対象配偶者や扶養親族となっている場合は、扶養者も町民税が非課税の場合に限ります。）

- ※生活保護を受けている方には支給されません。
- ※同一の方が、福祉給付金の支給要件に該当する場合は、特別給付金は支給されません。

◆ふれあい福祉講座

日時 3月22日（土） 午後1時30分～3時30分
場所 九十九里ホーム・デイサービスセンター 2階
内容 「お父さんの介護体験教室」
申込み 3月20日までにデイサービスセンター

☎③2115